

桜井市議会だより

題字 桜井高校書芸コース2年 荻野 爽花 さん

定例会・臨時会概要	4
議案審議結果・表決	5～7
修正動議・予算特別委員会・常任委員会	8～9
代表・一般質問	10～11
令和7年新役員選出	12

◇ 3月定例会	
◇ 報告案件	1件
◇ 令和7年度予算	7件
◇ 令和6年度補正予算	4件
◇ 条例制定	6件
◇ 条例の一部改正	14件
◇ 条例の廃止	1件
◇ 発議案	1件
◇ 委員会提出議案	2件
◇ 人事案件	4件
◇ 指定管理者の指定	1件
◇ 財産の取得	1件
◇ 協議会の廃止	1件
◇ 請願	1件

令和7年3月定例会は、3月5日㊦～26日㊦までの22日間の会期で開かれ、令和7年度桜井市一般会計予算等について審議しました。また、5月臨時会は、5月8日㊦に開かれ、令和7年新役員の選出等が審議されました。

3月定例会報告 ・一般会計予算25.8億8000万円可決等 5月臨時会報告 ・新役員選出等

◇ 5月臨時会	
◇ 報告案件	6件
◇ 新役員選出(12ページ記載)	1件
◇ 人事案件	1件

桜井市議会インターネット録画配信

インターネット議会中継（録画）は、本会議や委員会の様子を約1週間後に配信しています。「会議名」・「議員名」・「ことば」等で検索することもできますので、ぜひご覧ください。また、定例会議会や臨時議会の会期中は1階ロビーのモニターでライブ配信を行っています。



録画配信はこちら▲

3 月 定 例 会 主 な 議 案 議 決 結 果

議案番号 (付託委員会)	件 名	概 要	議決結果
報第 1 号	専決処分の報告、承認を求めることについて（令和 6 年度桜井市一般会計補正予算（第 6 号））	補正額 2 億 7,877 万 3,000 円 民生費で非課税世帯支援給付金及び支給にかかる事務費	承認
議案第 1 号 (予算特別委員会)	令和 7 年度桜井市一般会計予算	予算総額 258 億 8,000 万円 (前年度比 9.1%減)	可決 ※7ページ「各議員の賛否」参照
議案第 1 号 修正案	地方自治法第 115 条の 3 による修正動議	令和 7 年度桜井市一般会計予算の内、教育費における文化財保存費に係る、纏向遺跡周辺まちづくり基本構想策定業務委託料 1,700 万円の削減案	否決 ※7ページ「各議員の賛否」参照
議案第 2 号 (予算特別委員会)	令和 7 年度桜井市住宅新築資金等貸付金特別会計予算	予算総額 240 万円 (前年度比 0.3%減)	可決
議案第 3 号 (予算特別委員会)	令和 7 年度桜井市国民健康保険特別会計予算	予算総額 61 億 584 万 8,000 円 (前年度比 2.3%減)	可決
議案第 4 号 (予算特別委員会)	令和 7 年度桜井市駐車場事業特別会計予算	予算総額 3,658 万 5,000 円 (前年度比 11.8%減)	可決
議案第 5 号 (予算特別委員会)	令和 7 年度桜井市介護保険特別会計予算	予算総額 65 億 8,856 万 3,000 円 (前年度比 2.2%増)	可決
議案第 6 号 (予算特別委員会)	令和 7 年度桜井市後期高齢者医療特別会計予算	予算総額 11 億 934 万 5,000 円 (前年度比 6.6%増)	可決
議案第 7 号 (予算特別委員会)	令和 7 年度桜井市下水道事業会計予算	収益的収入 11 億 8,797 万 3,000 円 (前年度比 1.4%増)	可決
議案第 8 号 (総務委員会)	令和 6 年度桜井市一般会計補正予算（第 7 号）	補正額 10 億 8,181 万 2,000 円 人件費及び共済組合負担金の精査による増減額等	可決
議案第 9 号	令和 6 年度桜井市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	補正額 1 億 3,687 万 4,000 円 一般被保険者医療給付費納付金等	可決
議案第 10 号	令和 6 年度桜井市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	補正額 9,051 万 3,000 円 介護報酬改定に係る介護保険システム改修委託料等	可決
議案第 11 号	令和 6 年度桜井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	補正額 526 万 2,000 円 奈良県後期高齢者医療広域連合納付金に係る追加所要額	可決
議案第 12 号	桜井市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	書面性を要求する申請手続について、オンラインによる申請方法を可能とする通則規定を制定する。	可決
議案第 13 号 (文教厚生委員会)	桜井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業に係る設備及び運営についての基準を制定する。	可決
議案第 14 号	桜井市下水道事業の設置等に関する条例の制定について	奈良県広域水道企業団への水道事業統合に伴い、市の下水道事業の設置等に関する規定を制定する。	可決
議案第 15 号	奈良県広域水道企業団への水道事業等の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	奈良県広域水道企業団への水道事業統合に伴い、関係条例について、所要の改正及び廃止を行う。	可決
議案第 16 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	刑法の一部改正による、懲役刑及び禁固刑が拘禁刑に一歩化されることに伴い、関係条例について、所要の改正を行う。	可決
議案第 17 号	国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、旅費の種目及び法定額の見直しが実施されたことにより、所要の改正を行う。	可決

議案番号 (付託委員会)	件 名	概 要	議決結果
議案第 18 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正及び令和 6 年人事院勧告に伴い、関連条例について、所要の改正を行う。	可決
議案第 19 号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部改正について	特別職の職員の給与に関する法律の一部改正及び令和 6 年人事院勧告に伴い、所要の改正を行う。	可決 ※7ページ「各議員の賛否」参照
議案第 20 号	桜井市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	特別職の職員の給与に関する法律の一部改正及び令和 6 年人事院勧告に伴い、所要の改正を行う。	可決 ※7ページ「各議員の賛否」参照
議案第 21 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行う。	可決
議案第 22 号	桜井市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	災害が発生した本市の区域以外の地域に派遣した職員に対し特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行う。	可決
議案第 23 号	桜井市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	雇用保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。	可決
議案第 24 号	桜井市情報公開条例の一部改正について	電子決裁システムの運用開始に伴い、情報公開制度の対象となる公文書の種別に電磁的記録を加えるため、所要の改正を行う。	可決
議案第 25 号	桜井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号条例)の一部改正について	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の一部改正に伴い、同法から引用している項番号の項ずれに対応するため所要の改正を行う。	可決
議案第 26 号 (文教厚生委員会)	桜井市国民健康保険税条例の一部改正について	地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。	可決
議案第 27 号 (文教厚生委員会)	桜井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び桜井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	国の定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。	可決
議案第 28 号	桜井市ホテル及び旅館の誘致等に関する条例の一部改正について	奈良県広域水道企業団への水道事業統合に伴う奨励金の一部廃止及び指定ホテル等事業者の要件緩和を行うため、所要の改正を行う。	可決
議案第 29 号	桜井市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について	消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額の算定の基礎となる条例定員に含まれる団員を明確にするため、所要の改正を行う。	可決
議案第 30 号	桜井市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について、所要の改正を行う。	可決
議案第 31 号	桜井市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員退職報償金の勤務年数区分及び支給額について、所要の改正を行う。	可決
議案第 32 号	桜井市都市施設整備基金条例を廃止する条例について	市の行財政改革アクションプランに基づき、当該基金を整理したのち、本条例を廃止する。	可決

議案番号 (付託委員会)	件 名	概 要	議決結果
議案第 33 号	公の施設の指定管理者の指定について	地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、 下記施設について指定管理者の指定を行う。 ○桜井市忍阪地区コミュニティ集会所 忍阪区自治会 区長 藤本憲正 氏 ○桜井市倉橋出屋敷地区コミュニティ集会所 倉橋出屋敷区 区長 谷田敏 氏 ○桜井市浅古地区コミュニティ集会所 浅古区 区長 福井学 氏 ○桜井市赤尾地区コミュニティ集会所 赤尾区自治会 区長 福田伊玖子 氏	可決
議案第 34 号	財産の取得について	塵芥収集車 2 台	可決
議案第 35 号	奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について	奈良県広域水道企業団の設立に伴い、令和 7 年 3 月 31 日をもって奈良県広域水道企業団設立準備協議会を廃止することについて、地方自治法第 252 条の 6 及び第 252 条の 2 の 2 の規定による協議を行うため、議会の議決を求める。	可決
発議案第 1 号	若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書の提出について	提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣	可決
委員会提出議案 第 1 号	桜井市議会委員会条例の一部改正について	標準市議会委員会条例改正に基づく改正	可決
委員会提出議案 第 2 号	桜井市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	参照法令改正に伴う条項ずれによる改正	可決
請願第 1 号 (市民会館・中央 公民館あり方検討特別委員会)	早期桜井市民会館の再整備、及び、 基本計画策定の際、市民意見の反映を強く求める請願	請願者 「桜井市民ホールの建設を実現させる会」 代表者 鈴木靖夫	継続審査
同第 1 号	副市長の選任につき同意を求める ことについて	前野孝久氏	同意 ※7ページ「各議員の賛否」参照
同第 2 号	固定資産評価員の選任につき同意 を求めることについて	前野孝久氏	同意
同第 3 号	教育委員会委員の任命につき同意 を求めることについて	森本彩氏	同意
諮第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	南野知子氏	承認

各議員の賛否（賛成 … ○、反対 … ×、棄権 … △、欠席 … -）※議長は表決に加わりません。

議 案 \ 議 員	鍛治 結花	久保田 裕一	島岡 誠	杉山 歳和	山岡 康了	工藤敏 太郎	小西 誠次	大園 光昭	井戸 良美	大西 亘	阪口 豊	西 忠吉	岡田 光司	土家 靖起	東 俊克	札辻 輝巳
議案第 1 号の 修正案	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	×	×	議長	○	×	-
議案第 1 号	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	議長	×	○	-
議案第 19 号	○	×	×	×	○	○	×	○	-	○	×	○	議長	○	○	○
議案第 20 号	○	×	×	×	○	○	×	○	-	○	×	○	議長	○	○	○
同 第 1 号	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	議長	○	○	-

修正動議

今定例会では、新年度予算の審議が行われました。その中で、議案第1号令和7年度一般会計予算では、議員から修正動議の提出があり、本会議において修正案が審議されました。

修正動議とは

修正動議とは、原案に対し議員が修正の提議を行うときに提出する動議で、議員定数の12分の1以上の者の発議（桜井市の場合、2名以上）によらなければならないことが、地方自治法に定められています。

◆修正案の概要◆

議員の修正動議によって提出された予算修正案は、歳出における9款教育費の文化財保存費、「纏向遺跡周辺まちづくり基本構想策定業務委託料1,700万円」の減額を行うという内容でした。

◆審議の経過◆

修正動議は、令和7年度一般会計予算案の予算特別委員会における審査内容が当該委員会の委員長により報告された後に、議長に対し提出され、予算原案の採決に先立ち審議が行われました。

審議は、始めに修正案提出者の説

明があり、議長による質疑有無の呼びかけの後、修正案に反対する立場の討論、そして、修正案に賛成する立場の討論があり、その後、採決が行われました（7ページ「各議員の賛否」参照）。

予算特別委員会

（付託案件7件）

令和7年度桜井市一般会計予算（抜粋）

◆主な質疑応答◆

問 中和幹線沿線の商業施設について、中和幹線大福地区では何%ぐらいが商業施設として開発されているのか。

答 中和幹線沿線の商業施設については、現在、この地区の約76%が営業しているか、あるいは、開発等の手続が進んでいる状況である。

問 纏向遺跡のガイダンス施設及び史跡公園の整備について、どのような財源の活用が考えられるのか。

答 纏向遺跡のガイダンス施設及び史跡公園の整備については、可能な限りふるさと寄附金・ガバメントクラウドファンディング・企業版ふるさと納税などを獲得し活用することが

肝要であり、市債には過度に依存することのないよう財源確保の取組を進めてまいりたい。

問 同報系防災無線の整備に関し、どのような整備を考えているのか。

答 同報系防災無線の整備については、音声スピーカーで流す拡声子局を9か所程度設置するとともに、携帯電話の不感地域等についても、個別受信機を避難所や公共施設を中心に配備することで、全域に無線電波によって、緊急情報が伝達できる環境を整備していきたい。

問 ふるさと寄附金システム運用委託料について、増額されている理由を訊ねる。

答 ふるさと寄附金システム運用委託料については、令和6年度の予算と比較して、ポータルサイトのブラッシュアップの費用を検討している。

問 環境対策費の手数料について、県との意見交換などの情報収集や検査の拡充を働きかけるとのことであったが、その後の対応などはどうか。

答 環境対策費の手数料について、国においては、現在、PFASに関する規制を協議している最中であり、市としても、定期的に県の担当部課を通じて、最新の情報の収集に努めて

いる。

問 道路維持費に係る、通学路の安全対策に対する修繕工事費の予算に関し、小学校の児童の通学路であり、できることであれば年度内の修繕工事が望ましいと考えるがどうか。

答 道路維持費に係る通学路の安全対策において、合同点検により挙げられた対策箇所については、警察・教育委員会・学校・地元の皆様のご協力を得ながら、できるだけ各年度内で早期に対策を実施できるように努めてまいりたい。

問 鉄道路踏切の点字ブロック設置について、令和7年度の予算計上はどうか。

答 点字ブロック設置に関しては、桜井市バリアフリー基本構想の中で位置付けている事業を優先的に行うこととなっているが、必要な箇所・要望等を踏まえ、検討していきたい。

総務委員会

（付託案件1件）

令和6年度桜井市一般会計補正予算（第7号）抜粋

◆主な質疑応答◆

問 一般管理費で、定年退職者や早期退職者の増加数について訊く。

答 職員の退職者の増加数については、当初予算計上人数から、普通退職が13名、勧奨退職が7名。そして、60歳での退職と想定していた職員の内、定年延長を選択した者が4名であり、差し引き16名の増加である。

また、退職の理由として、一部では健康等の理由による者もある。

問 防災費で、国が新たに創設した交付金を活用し、避難所パーテーション・簡易ベッド・防災倉庫・トイレの導入等が予定されているが、当該交付金の補助率と、また、トイレカーの導入予定台数、及び、普段の活用方法について訊く。

答 防災費における、国が新たに創設した地方経済生活環境創生交付金は、地方公共団体が地域経済の活性化や住民の防災意識の浸透等について支援される交付金で、補助率は2分の1、交付上限が4,000万円となっている。また、導入予定のトイレカーは、軽自動車タイプで2台の導入を予定している。導入したトイレカーについては、普段から、防災訓練・出前講座・市の各種イベント等への出張等で活用し、市民の防災意識の向上に努めていきたい。

問 繰越しが非常に多いように感じるが、何故年度内執行出来ないのか。

答 繰越明許費においては、事業の執行上、関係諸機関や地元等との調整を要する場合や、制度上繰越しを必要とする事業等があり、今回の繰越明許費となったものである。

行上、関係諸機関や地元等との調整を要する場合や、制度上繰越しを必要とする事業等があり、今回の繰越明許費となったものである。

文教厚生委員会

(付託案件3件)

桜井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

◆主な質疑応答◆

問 令和8年度からの国の義務化に対し、本市が前倒しで、令和7年度に試行的実施する理由は何か。

答 乳児等通園支援事業について、令和8年度から本格事業を実施するに当たり、円滑な運用開始のための体制構築と、本市の子育て世帯に対し新たな支援施策を少しでも早く提供することを目的に条例の制定を行い、令和7年度の早い段階で事業開始ができる状況をつくりたいと考えている。

問 子どもたちや保護者、そして、現場の声も聞き、子どもの安全発達を保障できるような試行的事業を行い、今後、適切な事業運営をしていただきたいと思うがどうか。

答 桜井市の公立保育所では一般型の

専用室独立型を導入し、専任の保育士を配置して安全な保育の提供を実施したいと考えている。全国的な保育士不足や待機児童の課題により現時点で公立での事業拡大は困難であると考えているが、今後、保護者のニーズが高まった場合には民間事業者の協力も得ながら対応してまいりたい。

問 現在、市で実施されている一時預かり事業とのすみ分けはどうか。また、現在の一時預かり事業は継続実施するのか。

答 どちらも一時的に子どもを預かるという意味では、共通をしているところではあるが、大きな違いとしては事業目的がある。現在、国が示す制度上の一時預かり事業については、保護者のけがや病気等々で、家庭で保育が難しい場合に一時預かりができるとしているが、今回の条例に基づく誰でも通園制度は、すべての自治体で目的を問わずどなたでも自由に利用できるものであり、家庭と異なる環境や人との関わりの中で子どもの育ちを応援するものである。なお、ドレミの広場やつどいの広場については、今のところ継続する方向で考えている。

問 安定した国保財源にしてもらえらることを、引き続き国に求めているが、いただきたいがどうか。

答 引き続き市長会を通じて国へ要望してまいりたい。

桜井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び桜井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

問 保育事業者では、この事業を進めるにあたり連携施設を確保するということが難しいことから、緩和措置をするということであるが、今後、市としてこれらに対しどのような考えか。

答 本市を含めて全国的に連携施設の確保というのは難しく、今回、経過措置の延長と緩和措置が設けられたが、市としては連携施設の確保をしていたことが最良であると考えている。経過措置が延長された5年間の間に引き続き連携施設の確保に向けて努めていただきたいと考えている。

※各委員会の詳細は、桜井市議会ホームページをご参照ください。議会事務局（市役所4階・842、9132）で閲覧も可能です。

桜井市国民健康保険税条例の一部改正



代表質問「公明党」

- ①誰もが安心して搾乳できる環境づくりについて
②防災対策について



大西 亘 議員

問 ①出産や子育てへの支援を充実するため、授乳室でも搾乳しやすい工夫や職場における搾乳など、必要な方が安心して確認できる環境づくりに取り組むべきと考えるが、市長の考えを訊く。②防災意識を高めるためにどのような新たな取り組みが必要だと考えるのか。具体策を検討しているか訊ねる。

答 ①出産後の女性の健康管理についての理解を深め、出産後の女性が安心して仕事や外出などの社会生活を送ることができるための環境づくりが必要と考えている。搾乳の必要な方も安心して授乳室を利用していただけるよう、公共施設の全ての授乳室に搾乳の案内表示を行うとともに、ホームページにて広く周知したいと考えている。②市民の防災意識を高める具体的な内容は未定であるが、来年度購入予定のトイレカーや避難所用間仕切り、簡易ベッド等を用いた出前講座や防災訓練等の啓発活動の実施を検討している。



代表質問「新政自民クラブ」

- 『「ヤマト王権（山の辺地域）」と「飛鳥・藤原の宮都」をつなぐ取り組み』について



阪口 豊 議員

問 飛鳥・藤原の宮都が世界文化遺産に登録された場合、特別史跡山田寺跡について、どのような唯一無二の普遍的な価値があるのか、そのことを、これからどのように伝えていくのか、今後、世界文化遺産となった場合、山田寺跡をどのように生かしその魅力を発信される考えか。

答 飛鳥・藤原の宮都が世界遺産登録を目指すこのタイミングで、桜井市が持つ歴史的・地理的な背景、ポテンシャルを生かし、近隣市町村と広域的な連携を深め、桜井市を中南和地域の歴史・文化・観光の拠点、ハブシティとして現代風に甦えさせたい。今後、世界遺産登録されれば、多くの観光客の来訪が予想され、地域間を結ぶ交通インフラ整備が重要と考えている。

【その他の質問項目】●「ハブシティ構想の実現へ向けて桜井市と近隣市町村を繋ぐ公共交通インフラ（交通アクセスの向上）の構築」について



一般質問

- ヤングケアラー対策について



山岡 康了 議員

問 厚生労働省と文部科学省の全国的な実態調査によると、中学2年の17名に1人、全日制高校2年の24名に1人がヤングケアラーであることが分かった。市長は公約の中で、子どもからお年寄りまでみんなが安全・安心なまちを目指す取り組みを掲げているが、ヤングケアラーに関してどのような支援を行っていく考えか。

答 子どもが直面する問題は、健康問題、社会的孤立など様々な要因が絡み合っていることから、包括的な対応を行うことが重要であり、ヤングケアラー対策は、私が掲げた公約の三つの柱の一つである、子どもからお年寄りまでみんなが安全安心なまちへを実現するための重要な取り組みであると考えている。本市の相談体制としては、こども支援課に位置づけたこども家庭センターにおいて、ヤングケアラーに関する相談にも対応し、教育委員会等と連携しながら取り組みを進めている。



- 代表質問「青垣まほろばの会」
令和7年度桜井市の主な事業や施策について



島岡 誠 議員

問 市民に寄り添った行政サービスの向上に力を入れていただくため、令和7年度予算編成では、どのような事業を主な事業として計画しておられるのか。また、世界情勢の不安定さから、日本では物価高騰が続く中で、市民の生活を守り暮らしの質の向上が実感できるためのどのような工夫をした予算編成をしたのか。

答 令和7年度予算編成では、将来を担う子どもたちのための子育て支援、教育に関する事業、本市の成長を促すための観光やまちづくりに関する事業、健やかに安心安全に暮らせるまちに向けての事業を柱に予算編成している。物価高騰対策では、国の臨時交付金を活用し、ごみ袋無償配布事業・就学援助費臨時給付金・学校給食費の保護者負担軽減事業等を計上している。

【その他の質問項目】●市役所内部組織や職員体制について●市道の維持管理について



一般質問

あるべき学校について



大園 光昭 議員

問 桜井市の小中学校不登校人数とその割合はどうか。国は、誰一人取り残されない学びの保障に向けた「学びの多様化学校」を300校設置する予定である。新しい取り組みは考えているのか。また、こども家庭庁は、乳幼児健診について、発達障害の早期発見や就学前のサポートを目的として行われることがあり、学校生活に向けた支援を検討する機会になるが5歳児健診導入の考えを訊く。

答 桜井市における小中学校の不登校児童生徒数は、令和7年1月データで、小学校48人、中学校70人である。市全体の児童生徒数と比較すると、その割合は2%、約5.5%に達しており、適応指導教室さくらの広場を開設し学校への復帰を目的とした支援を行っている。5歳児健診はスタッフ確保や実施方法など課題があり他市等の事例も研究しながら調査を行う。

【その他の質問項目】 ●市民生活について ●若者議会について



一般質問

道路・下水道などのインフラの点検・メンテナンスについて



土家 靖起 議員

問 埼玉県八潮市で発生した事故のように、インフラの老朽化が全国各地で進んでいる。この事故を教訓として、インフラの点検・メンテナンスにも力点を置いていただき、市民生活のインフラが途切れないよう、また、将来、市民生活に影響が出ないように努めていただきたいと思うが市長の考えは。

答 八潮市で発生した道路陥没事故は、全国の地方自治体が同様に抱える問題である。桜井市においては、桜井市公共施設等総合管理計画に基づき公共施設のファシリティマネジメントを実行しているところである。本市も全国の自治体同様、厳しい財政事情と人員不足など様々課題があるが、市民の安全・安心、豊かな暮らしを守る社会資本インフラのメンテナンスは待ったなしであり、最優先で取り組んでまいりたい。

【その他の質問項目】 ●インフルエンザ・新型コロナウイルスなどの感染症予防と対策について



一般質問

関係者からの声に基づいた障がい児・者の方への支援について



鍛冶 結花 議員

問 ①当事者の方は感覚の特性や先の見通しが分かりにくいこと等から、医療機関や理髪店等の利用を控えることがある。当事者の特性を理解して、合理的配慮をしてもらえるよう周知の取り組みはどうか。②親が亡くなった後の子どものことを一番心配されている。支援制度や障がい者入居施設の整備についての見解はどうか。

答 ①民間事業者は、合理的配慮の理解促進と普及に向け、どのような情報発信を行うのが効果的か検討してまいりたい。②成年後見・権利擁護制度や困窮などの相談支援などがある。親亡き後にどこで生活をするかといった住居の支援が大きな課題で、障がいを抱えながら地域でその人らしく生活が送れるよう、施設整備を進めていくことは重要である。民間事業者への国・県・市の補助金の活用をして頂きたい。

【その他の質問項目】 ●平和の取り組みについて ●大阪関西万博への子ども招待事業について



一般質問

桜井市移住計画について



久保田 裕一 議員

問 全国的にも人口減少が著しい中、桜井市においても、25年・30年前の人口ピーク時と比較しても、現在では1万人以上が減少している状態である。市としては人口減少の問題をどのように考え、また、どのような施策を行っているのか、今後の考えを訊ねる。

答 昨年4月に人口戦略会議が公表したレポートによると、本市は、消滅する可能性のある自治体に陥る一步手前であり、自然減対策と社会減対策が必要であると認識している。現在、本市では、桜井市へ移住し新生活を始める新婚世帯に対し、経済的支援及び少子化対策を目的とした補助金事業の実施や、保健福祉センター「陽だまり」を中心に、結婚・妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を実施し、少子化に歯止めをかけていきたいと考えている。

【その他の質問項目】 ●物価高騰による進捗及び今後について ●学校教育における発達支援について

令和7年新役員選出

令和7年第1回臨時会が5月8日に開かれ、令和7年新役員を選出が行われました。

議長 土家 靖起



副議長 工藤 敏太郎



監査委員 札辻 輝巳



正副議長あいさつ

この度、私たちは、去る5月8日に開催されました令和7年第1回臨時会におきまして、議長並びに副議長に就任いたしました。その使命の大きさと職責の重大さを痛感しているところであります。

市議会といたしましても、市民の代表として議会の果たすべき役割を十分認識し、より一層の努力をしてまいりる所存でございます。市民の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさついたします。

議会の傍聴 年齢関係なくどなたでも！

議会では、傍聴ルールに関し、これまで規定されていた年齢要件を削除するなどの見直しをいたしました。この見直しによって、小さな子どもさんが一緒でも、議会を傍聴するための事前許可を取っていただく必要がなくなり、受付を済ますだけで、どなたでもお気軽に議会の審議等をご覧いただけるようになりました。これを機会に、子育て世代の皆様をはじめ、たくさんの市民の皆様に、ぜひ一度、議会の傍聴にお越しいただき、市の様々な施策の審議の様子をご覧いただきたいと思ひます。



総務委員会

委員長 久保田 裕一
副委員長 阪口 誠
委員 島岡 康誠

// // // // // // //

土家 靖起 札辻 輝巳 東 俊克 西 忠吉 井戸 良美 大園 光昭 小西 誠次 山岡 康了 島岡 誠 久保田 裕一

議会運営委員会

委員長 大西 亘
副委員長 島岡 誠
委員 鍛冶 花

// // // // //

久保田 裕一 山岡 康了 小西 誠次 井戸 良美 岡田 光司

産業建設委員会

委員長 山岡 康了
副委員長 鍛冶 花
委員 西 忠吉

// // // // // //

杉山 歳和 工藤 敏太郎 大園 光昭 大西 亘 岡田 光司 東 俊克 山岡 康了 西 忠吉 鍛冶 花 杉山 歳和 工藤 敏太郎 井戸 良美 大園 光昭 小西 誠次 井戸 良美 岡田 光司

議会広報委員会

委員長 大西 亘
副委員長 鍛冶 花
委員 鍛冶 花

// // //

大西 亘 鍛冶 花 鍛冶 花 杉山 歳和 西 忠吉 岡田 光司